

号外第2（令和4年2月18日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

[条例]

△ 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例【議会局議事課】

頁

2

[市会]

△ 横浜市会会議規則の一部を改正する規則【議事課】

4

条例

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年2月18日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第1号

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ、当該委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て、委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。

第10条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第9条の2第2項の規定による許可を得て委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第16条に次の2項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。

4 前項の規定により公聴会に参加した公述人は、公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第20条に次の2項を加える。

- 4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。
- 5 前項の規定により委員会に参加した参考人は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項中「とき」の次に「（横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）」を加える。

市 会

横 浜 市 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 2 月 18 日

横 浜 市 会 議 長 清 水 富 雄

横 浜 市 会 規 則 第 1 号

横 浜 市 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 会 会 議 規 則 (昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 76 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

3 委 員 で な い 議 員 が 第 1 項 の 規 定 に よ り 委 員 会 に お い て 説 明 し、若しくは意見を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会である場合には、当該委員でない議員は、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第 78 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 提 案 者 及 び 修 正 案 提 出 者 は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、発言を求めることができる。

第 81 条 第 1 項 中 「 出 席 委 員 」 の 次 に 「 (条 例 第 9 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ り 当 該 委 員 会 に 出 席 し た も の と み な さ れ た 委 員 を 含 む 。) 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 則 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。